Ⅰ. 被災地の復旧・復興

- (1)令和2年度までの10年間の復興期間の「総仕上げ」として、東日本 大震災からの復興を着実に推進。
- (2) 近年相次ぎ発生している大規模自然災害に対し、基幹インフラの復 旧等を着実に推進。

(1) 東日本大震災からの復興・創生

(注) 復興庁計上

(a) 住宅再建・復興まちづくりの加速 [0.1億円]

被災地における住まいの再建や復興まちづくりの取組を着実に推進する。

- 「住まいの復興工程表」等に基づく災害公営住宅等の整備の支援
- ・地籍整備による土地境界の明確化の推進

(b) インフラの整備 [2,500 億円]

被災地の発展の基盤となるインフラの着実な整備を進める。

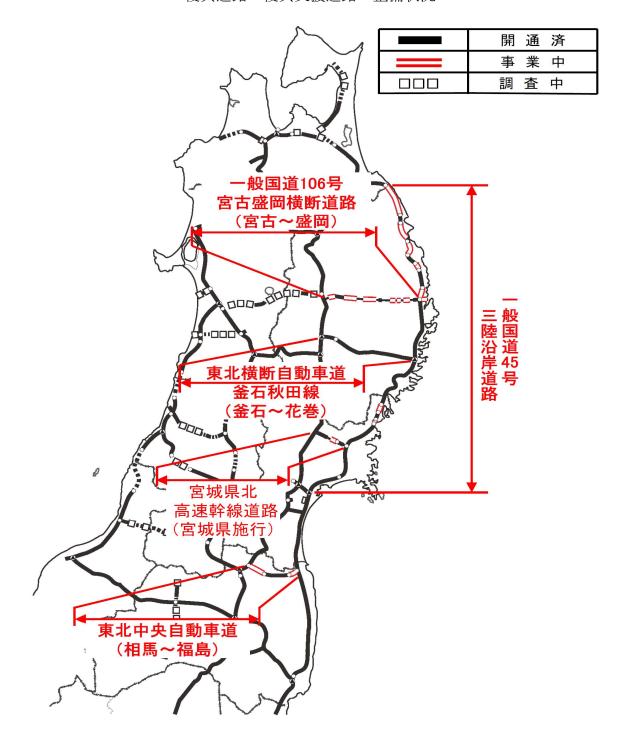
- 復興道路・復興支援道路の緊急整備等の推進
- 海上物流・エネルギー輸入拠点の形成等に必要な港湾施設の整備の推進
- ・ 海岸保全施設の整備、緑の防潮堤を含む粘り強い海岸堤防等の整備の推進
- 堤防のかさ上げや耐震対策など河川管理施設の整備の推進
- 東日本大震災で土砂災害が発生した箇所等における土砂災害対策の推進
- 復興の進捗に伴う下水道施設整備及び地盤沈下地区の雨水排水施設整備の推進
- 復興の象徴となる国営追悼・祈念施設(仮称)の整備の推進

(c)被災地の公共交通に対する支援 [7億円]

被災者の暮らしを支える被災地のバス交通等について、住まいの再建や復興まちづくりの進捗に応じた柔軟な支援を継続する。

(d) 被災地の観光振興 [34 億円]

風評被害払拭のため、地域の発案によるインバウンドの取組を支援し、地域の魅力を海外へ発信するとともに、福島県の震災復興に資する国内観光関連事業を支援する。



(2) 大規模自然災害からの復旧・復興

平成28年熊本地震、平成29年7月九州北部豪雨、平成30年大阪府北部を震源とする地震、平成30年7月豪雨、平成30年台風第21号、平成30年北海道胆振東部地震、本年6月中旬に発生した山形県沖を震源とする地震、本年6月下旬からの大雨等の近年相次ぎ発生している大規模自然災害からの復旧・復興に向け、道路、河川、砂防、港湾、鉄道等のインフラの整備や被災地の住宅再建・宅地の復旧等に対する支援を着実に推進する。